

連邦納税者訴訟と権利侵害

— 政教分離に関する事例に沿って —

成瀬 トーマス 誠 (明治大学)

序

2004年に福岡地裁において、そして2005年には大阪高裁において、小泉元首相の靖国神社参拝に対し違憲であるとの判断を示す判決が下された¹⁾。それらの判決は、小泉元首相による靖国神社への参拝に対して違憲であるとの判断を示しつつも、権利侵害の不在を根拠に原告適格を否定し、原告の訴えを退けた。2006年には最高裁判所において小泉元首相の靖国神社参拝に関する訴訟の判決が出されたが、そこでも権利侵害の不在から原告適格が否定され、合憲性の判断に踏み込む事なく原告の訴えは退けられた。今日の日本の政教分離訴訟において、原告が直面する最も大きな問題が原告適格の問題であるといえよう。個別具体的な権利侵害の存在が訴訟提起の際の原則とされているため、精神的苦痛や宗教的人格権、平和的生存権などの諸概念を動員し、損害賠償請求の形をとることによって政教分離違反と疑われる行為の是正を試みている、というのが現状なのではないだろうか。その一方で、日本としばしば比較されるところのアメリカでは、様相はだいぶ異なっているように見受けられる。原則として、日本同様に原告適格が認められるためには個別的な侵害が必要とされているにもかかわらず、特に政教分離訴訟においては、必ずしも権利侵害がスタンディングの認定に際して要件とはされていないように感じられる。

このような違いは、いったいどのようなところに由来するものなのであろうか。それは、司法権のあり方自体の違いによるものであるのか、政教分離という仕組みの捉えられ方・扱われ方の違いによるものなのか、それらの両方であ

るのか、それともそれ以外の要因によるものなのであろうか。本稿では、この問題意識を念頭に置いた上で、政教分離を争う連邦レベルでの納税者訴訟を対象を絞り、いくつかの判例をサンプルとし、そこにおける権利侵害の扱われ方について観察していきたい。なお、本発表ではあくまでも憲法上の「司法権」の問題に的を絞るので、実定法上の諸観点には立ち入らないこととする。

1. 連邦納税者訴訟の禁止-Frothingham v. Mellon連邦最高裁判所判決(1923年)

政教分離に関する連邦納税者訴訟という枠組みからは若干外れる嫌いもあるが、まず最初に連邦納税者訴訟について論じる際に避けて通る事のできない判例ともいえるところのFrothingham v. Mellon連邦最高裁判決について見ていきたい²⁾。同判決は1923年に出された判決で、連邦レベルでの納税者訴訟におけるスタンディングを否定して連邦納税者訴訟の扉を閉ざした判決であり、そして、同判決はその後のFlast判決までの45年間にわたり先例として君臨することとなった³⁾。なお、同判決の法廷意見はSutherland判事によって記され、個別意見は付されていない。また、原告のFrothingham夫人以外にMassachusetts州も同じ連邦法に関する訴訟を提起しており、連邦最高裁ではその二つの事例が一つにまとめられて審理された。そのため、同判決はMassachusetts v. Mellonとしても知られている。

原告、すなわち最高裁での審理においての上訴人、の訴えは、1921年に制定されたMaternity Actという連邦法の下での連邦当局の支出は将来の税の増加をもたらすものであり、そのことは法の適正手続き (due process of law) を経ることなく財産を奪うものである、というものであった⁴⁾。それに対し連邦最高裁は、連邦レベルでの納税者訴訟と地方自治体レベルでの納税者訴訟は性格上区別されるものであるとして訴えを退けた⁵⁾。そこにおいては、地方自治体における納税者と地方自治体との関係を株主と会社との関係に類似するものであると捉え、その関係の強さを指摘する⁶⁾。その一方で、連邦レベルでの財政においては財源も多様であり、またその財源に対する個々の納税者の利益も多数の他の納税者と共有されているものであるとして、個々の納税者と連邦の

財政との結びつきの弱さを指摘し、地方自治体レベルでの両者の関係と区別する⁷⁾。このようにして、法廷意見は連邦レベルでの納税者と財政との関係について公共的なものであって個人的なものではないと捉えるのである⁸⁾。なお、同判決においては訴訟を起こす際の前提として直接の侵害を受けたか、もしくは受ける差し迫った危険の存在を示すことが必要である、という指摘もなされている⁹⁾。しかし、同判決においてはそれらのスタンディング否定の根拠が合衆国憲法3条による制約によるものであるのか、もしくは司法の自己抑制によるものであるのか、明確にはされなかった¹⁰⁾。

2. 連邦納税者訴訟の限定的容認—Flast v. Cohen連邦最高裁判所判決 (1968年)

上述のFrothingham判決において打ち出された連邦納税者訴訟の禁止を限定的に解くこととなったのが、1968年のFlast v. Cohen 連邦最高裁判決である¹¹⁾。同判決はWarren Court で出された判決であり、8対1で上訴人である連邦納税者の訴えを認めた。Warren長官が法廷意見を記し、Douglas、Stewart、Fortas各判事が賛成意見を、Harlan判事が反対意見を記している。なお、本稿では法廷意見を中心に据え、各少数意見には原則として踏み込まずに論を進めていきたい。

本件は、1965年のElementary and Secondary Education Actの下において、連邦当局が宗派学校 (sectarian school) 及び宗教立学校 (religious school) に対し、教育資材購入の援助のために連邦の資金を支出したことが修正一条における国教樹立禁止条項及び宗教活動自由条項に反するとして提起された訴訟である¹²⁾。連邦最高裁での審理においては、支出が国教樹立禁止条項に反するか否かという点ではなく、納税者訴訟を連邦レベルにおいても認めるか否かが主な争点となった¹³⁾。本件はまずニューヨークの連邦地方裁判所において三人の判事によって審理がなされたが、そこでは2対1でFrothingham判決を根拠にスタンディングが否定された¹⁴⁾。これに対し連邦最高裁は、一定の制限を設けつつもスタンディングを認める判断を下した。

2-1. 法廷意見概要

では、次に同事件の連邦最高裁判決法廷意見がどのようなものであったのか、その概要について見ていきたい。まず法廷意見は、Frothingham判決における連邦納税者訴訟禁止の根拠をあくまでも憲法上の制限によるものではなく、司法の自己抑制に基づくものであったと捉える¹⁵⁾。このことから、Frothingham判決と異なった、すなわち連邦納税者訴訟の容認、という結論に至っても憲法上の規定には抵触しないこととなる。その上で合衆国憲法3条は、連邦裁判所の審査対象を対抗的文脈、及び歴史的に司法による救済に相応しいとされる形式 (form) で提示された問題に限定し、かつ司法権による他の権力の領域への侵害を防ぐものであると捉える¹⁶⁾。そして、スタンディングの本質的な要素は当事者として相応しいか否かの問題であって訴えの内容に関するものではないと指摘し、当事者が誰であるかということによって三権分立上の問題が生じるものではない、と付け加える¹⁷⁾。そして、合衆国憲法3条の観点からは、原告が対抗的文脈かつ歴史的に司法による救済に相応しいとされる形式で問題を提示したか否かにスタンディングの認否がかかっている、と判断する¹⁸⁾。そしてここでの具体的対抗性の確保のために必要とされるものとして、争訟の結果 (outcome of the controversy) について個人的利害関係 (personal stake) を示すこと、を要求する¹⁹⁾。

以上の理論的枠組みをふまえた上で、法廷意見は連邦納税者のスタンディング認定のための具体的要件として2つの基準 (test) を設定した。まず第一の要件として、納税者としての地位 (status) と攻撃されているところの立法府の行為との論理的なつながりを示すことを要求する²⁰⁾。そこでは、訴える対象となり得る行為は議会の、合衆国憲法1条8節の課税・支出条項に基づくものでなくてはならないとされる²¹⁾。そして第二に、納税者としての地位と主張しているところの憲法上の侵害の性質とのつながりを示すことが要求される²²⁾。そこでは、当該行為が合衆国憲法1条8節の課税・支出条項に反するというだけでなく、それに加えて憲法上の特定の制限条項にも反していることが要件とされる²³⁾。

法廷意見は、このような論理的枠組みを踏まえた上で実体判断に入る。まず

国教樹立禁止条項の歴史において、同条項の制定者が恐れたのは課税及び税の支出の権限が宗教目的で行使されることであつたと指摘する²⁴⁾。そしてマディソンの「3ペンスの比喩」を引用し、マディソン及びその支持者は公権力による課税及び支出の権限が宗教目的に使われる事が宗教の自由に対する障害になると捉えていたと述べ、このように国教樹立禁止条項は税の支出に対する特別な制限条項であると結論づけた²⁵⁾。

これらの諸点に加え、法廷意見が「このような事例における納税者の主張 (allegation) は当該納税者の税金が特定の憲法上の制限による保護に反して議会によって引き出し、支出されたということであり、そのような侵害 (injury) は司法による救済に適している²⁶⁾」と述べていた点が、非常に注目される点である。この点については、後に少々詳しく触れることとし、ひとまず論を進めたい。

2-2. 上訴人の準備書面 (brief) における主張

以上が、Flast判決法廷意見のごくおおざっぱな概要である。では、ここで連邦最高裁判決から一段遡り、上訴人がその主張の中で権利侵害をどのように捉えていたのか、という点について上訴人の準備書面 (brief) における主張に基づいてみていきたい。なお、上訴人の主張は、三つの大きな点から成り立っており、そしてそれぞれがさらにいくつもの細かい点に分けられていたが、ここではそれらの主張のうち、特に関連の深い二点に絞って見ていく。

まず一点目は、上訴人の宗教活動自由条項に基づく、宗派学校 (Sectarian School) への連邦による支出は宗教目的の課税に他ならず、宗教活動の自由を侵害するものであるという主張である²⁷⁾。そこではアメリカにおける宗教の自由のための闘争は宗教のための課税との戦いであつたと指摘し、そして額の多少に関わらずそのような課税は良心 (conscience) への侵害であると主張している²⁸⁾。なお、弁護人を務めたPfeffer教授は、後にこの主張について不合理なものではないと述べているところからも、いわば「付け足し」の主張ではなく、「重み」を持って主張されたものであると思われる²⁹⁾。

第二点目は上訴人によるDe minimis、すなわち「法は些事に関せず」とい

う原則、と具体的対抗性に関する主張である。そこにおいて上訴人は、De minimisの原則に基づく、訴訟の結果として原告が得るものが小さいと具体的対抗性が確保されなくなるという点について、あくまでもここでは教会と切り離された政府のもとで暮らす権利への侵害を防ぐために争っており、得られるものは大きいと主張している³⁰⁾。これらの二点からも、原告の主張には実体的な「権利侵害」の主張が多分に含まれていたと考えられる。以上の二点に加え、他の主張を展開している箇所においても、ここで審理がなされなければアメリカ人の根本的な自由への実体的な侵害が審査されないということとなると述べられていたこと³¹⁾、本件において司法政策上もスタンディングが認められるべきであるとする主張の中において裁判所の「権利」の守護者としての役割が強調されていること³²⁾、そして修正一条で保障されている権利の優越的な地位が強調されていること³³⁾ などからも、原告の主張が多分に権利侵害と結びついたものであったことをうかがい知る事ができるのではないだろうか。

2-3. 法廷意見における「権利侵害」の捉えられ方

このように、上訴人は権利侵害を主張していたと考えられるところであるが、では法廷意見は「権利侵害」をどのように捉えていたのであろうか。

まずFlast判決の法廷意見は、合衆国憲法3条の要求するところを対抗性の確保及び司法での救済に適していること、という二点に求めていた³⁴⁾。その上で二つの基準（テスト）を課し、議会による合衆国憲法1条8節に基づく行為であるか否か、そして特定の憲法上の制限条項に反するものであるか否かを審査している³⁵⁾。このように、法廷意見はそれらの基準を特定の権利の侵害の有無を測るものではなく、合衆国憲法3条によって課された二つの制限を逸脱することを防止するためのものとして設けている。ここにおいて、具体的な権利侵害の有無が直接的にその対象とされていないことが注目される。

しかし、法廷意見の中で特定の制限条項に違反した違憲な税の支出について「そのような侵害（injury）は司法による救済にふさわしい³⁶⁾」と述べている点が注目される。ここでは、特に「侵害」を表すところの“injury”という言葉が使用されている点に注意が必要である。その一方で法廷意見は“injury”

という語を用いつつも、具体的な権利侵害、特にこの場合は宗教の自由の侵害、といったことについては言及しておらず、ここでの「侵害」はあくまでも個別具体的な権利への侵害ではない、より抽象的かつ幅広い概念であると考えられる。このことは、国教樹立禁止条項違反による個別具体的な権利侵害が認められていないことから裏付けられよう。この国教樹立禁止条項違反の行為が個別具体的な権利の侵害には当たらないとする点は、同判決の少数意見や準備書面における主張や論調との対比からも見られるところである。

2-4. 小 括

このように、この「侵害」、すなわち“injury”は個別具体的な権利侵害を指すものではなく、納税者としての地位に連なる性質のものであると考えられる。ここで、この「侵害」と一般的にスタンディングの認定に必要とされるところの「権利侵害」とはその性質において大きく異なるものであるということに注意が必要である。すなわち、Flast判決において示された「侵害」は、それ自体ではスタンディングの認定には至らず、納税者個人との「つながり」をさらに示すことによって個人的利害関係（personal stake）を満たすこととなる。そして、この「個人的利害関係」が存在すれば合衆国憲法3条によって課された二つの基準、すなわち「対抗性」と「司法判断適合性」は満たされると同判決は指摘している。このように、いわゆる個別具体的な権利の侵害があった場合には合衆国憲法3条における事件及び争訟性の要件が即座に満たされることは大きく異なっている。なお、「侵害」が認定されたということは、そこには何らかの権利ないし利益が存在していたという事になる。しかし、ここでのそれはいわゆる個別具体的な、法的に保護されているところの「権利」とは異なるものであるため、今後それをあくまでも便宜上ではあるが「権利」ではなく「利益」と呼びたい。これまでのことをまとめると、Flast判決の法廷意見によるスタンディングの拡大は、その文面からは納税者としての利益の侵害に基づいていたと考えられる。しかし、そのような納税者全般に連なる漠然とした利益への侵害の存在のみではスタンディングの認定には不十分であり、スタンディングを得るためにはさらにその「侵害」との個人的なつながり

を示すことで初めて個人的利害関係 (personal stake) を示した事となり、スタンディングを認められる、という図式になる。ここにおいて、この「つながり」の有無をはかる基準があくまでも個人の権利の侵害の有無ではなく、課税・支出条項及び特定の制限条項の両方に反することを要求している点に特に注意が必要である。なお、ここでの「利益」が具体的に何に関する利益であるのかについては判決自体からは明確ではない。

この点について、いくつかの学説についてみていきたい。Tushnet教授は、Flast判決におけるスタンディングの認定はいわゆる私権保障型の考え方とは異なったものであると捉えている³⁷⁾。その「利益」の内容について、Davis教授は財産的なものであると捉えている³⁸⁾。その一方でKauper教授は、Flast判決は国教の樹立に相当する (amounts to an establishment of religion) 支出から自由であるという納税者の権利を暗示的に創設するものであったと指摘しており、より「宗教的」な側面を強調している³⁹⁾。また、Pfeffer教授も同判決を国教樹立禁止条項違反の支出に対して訴訟を提起する納税者の権利を認めたものと指摘しており、宗教的な側面により注目していることがうかがえる⁴⁰⁾。その「利益」がいったいどのような性質のものであるのか、すなわち宗教的なものであるのか財産的なものであるのか、それとも両者の合わさったものであるのか、という点にも多くの議論があり、非常に興味深いところであるが、本稿のテーマからは外れる嫌いがあるため、ここでは立ち入らない。しかし、あくまでもそういった「利益」が通常のスタンディングの認定に際して必要とされるところの「個別具体的な権利」とは異なった性質のものであり、法的に保護された権利とは異なる、より漠然とした、抽象的なものであるということが本稿の関心からは非常に重要な点である。

ここまでの検討からは、法的権利やその侵害とは別に、言い換えれば個別具体的な権利やその侵害が不在であっても、より抽象的なところの「利害関係」を示すことができればスタンディングが認められるということが帰結されよう。このことはDavis教授も指摘しているところである⁴¹⁾。またHarvard Law ReviewにおけるFlast判決の評釈も、議会の行為に対して法的に保護された利益 (legally protected interest) への侵害に基づかずに司法審査を求

める場合、他の市民一般から区別された個人的な利益を提示することが要件とされると述べている⁴²⁾。以上のように、訴える側に「個人的」な利害関係の存在を示すことが求められることや“injury”の概念が用いられていることから、Flast判決におけるスタンディングの拡大はあくまでも付随的審査制の、権利侵害の存在をその前提とする枠組みの中においてなされたと考えられるのではないだろうか。しかしながら、Tushnet教授がつながり(nexus)は私権保障型の憲法訴訟において要求される場所の個人的侵害に代替するものであると指摘しているように⁴³⁾、権利侵害の存在をその前提とする枠組みの中においても、なおスタンディング認定の範囲が拡大され、個別具体的な権利に限定するものから、より抽象的な領域にも広げられたという点が、本判決の持つ大きな意味であると考えられる。

3. Flast判決以降の諸判決—二つの事例に沿って

ここまで、連邦納税者訴訟におけるスタンディングの要件を緩和した判例として重要視されているところのFlast判決について観察してきた。では、そのFlast判決において示された基準が、後の諸判決の中でどのように扱われているのか、以下二つの事例をみていきたい。

3-1. Valley Forge Christian College v. Americans United. 連邦最高裁判所判決(1982年)

第一の事例は、1982年のValley Forge Christian College v. Americans United for Separation of Church and State, inc., 連邦最高裁判決である⁴⁴⁾。本件はFederal Property and Administrative Service Actに基づき、連邦当局が元陸軍の病院であった土地77エーカーをValley Forge Christian Collegeに無償で譲渡したことが国教樹立禁止条項に反するとして提起された訴訟であり、原告、すなわち連邦最高裁での審理における被上訴人は非営利団体であるAmericans United for Separation of Church and State, Inc. 及びそのメンバー4名であった⁴⁵⁾。原告の主張は、合衆国憲法修正1条、特にここではその宗教条項において保障されているところの権利の侵害によって、

憲法に適合する目的 (constitutional purpose) のための彼らの税金が適正 (fair) かつ合憲的 (constitutional) に使用されなくなるというものであった⁴⁶⁾。第一審ではFlast判決に基づいて原告のスタンディングは否定され、第二審においてもFlast判決において示された基準に照らせばスタンディングは認められないとされた⁴⁷⁾。しかし第二審では、原告の持つ国教を樹立する法律を制定してはならないという政府に対する共有された個人的な権利 (shared individuated right to a government) を主張するところの「市民」としてのスタンディングが2対1で認定された⁴⁸⁾。なお、連邦最高裁判決の法廷意見はFlast判決同様にスタンディングについてのみしか触れていない。本判決はBurger Courtでの判決で、5対4で原告のスタンディングは否定された。法廷意見をRehnquist判事が記し、Brennan判事及びStevens判事が反対意見を記した。Brennan反対意見にはMarshall及びBlackmun判事が参加していた。

3-1-1. 法廷意見におけるスタンディング論

以上の判決自体の概要に続き、以下では法廷意見がスタンディングをどのように捉えていたのかについて見ていきたい。法廷意見は、スタンディングには合衆国憲法3条の要請するところのものと司法の自己抑制によるものが存在している旨を指摘している⁴⁹⁾。まず合衆国憲法3条については、最低限のところとして、訴訟の提起に際して被告の違法と推測される行為によって個人的に現実の侵害を被ったか、もしくはそのような侵害の危険にさらされているということを要求していると指摘する⁵⁰⁾。そして、そこでの侵害は被告の行為に起因するものであり、かつ自己に有利な判決を得ることによって救済がなされる性格のものであることも求めている⁵¹⁾。このようにして合衆国憲法3条は、三権分立の枠内での役割に適うところの、伝統的に司法的解決に適していると考えられている事例に対してのみ連邦司法権の権限が及ぶものであるという制限を課していると捉える⁵²⁾。また法廷意見は、合衆国憲法3条そのものに加え、そこに内在する政策 (implicit policy) についても言及している⁵³⁾。しかし、仮にこれらのような合衆国憲法3条による要

件を満たしていても、第三者の利益に関する事柄や、一般化された不満 (generalized grievance) に相当する、抽象的かつ民衆に広く共有された事柄については自己抑制の観点から審理を行わないものであると述べている⁵⁴⁾。同時に、訴えが法律、もしくは憲法によって規定、または保護されている (protected) 利益の範囲 (zone of interest) に含まれているということも要求している⁵⁵⁾。なおStaudt教授は、法廷意見のスタンディング論に内在する思想として、の認定に際して要件を課すことによって原告が特定の様式 (concrete manner) で法的な問題を提示することが保障されること、連邦裁判所が公共の不満 (public grievance) を討議するフォーラムになることが防がれること、そして三権分立の観点からの要請、という3点を挙げている⁵⁶⁾。

これらのいわば「一般論」への言及に続き、法廷意見は実体判断に進んでいく。法廷意見は、Flast判決によって示された要件を限定的に捉えた上で被上訴人がその要件を満たしておらず⁵⁷⁾、そしてスタンディング認定に足りいかなる現実の侵害の存在も提示していないとして、そのスタンディングを否定する⁵⁸⁾。そして二審判決において、原告にスタンディングを認めなければ国教樹立条項の執行 (enforcement) が不可能になるという理由でスタンディングを認めたことについて、そのようなことはスタンディング認定の根拠とはなり得ないと否定する⁵⁹⁾。

3-1-2. Valley Forge判決まとめ

法廷意見は、国教樹立禁止条項に基づいた訴訟であっても、スタンディングの認定に関して例外的に扱われるものではないことを示し、かつ国教樹立禁止条項に違反しているという主張のみではスタンディング認定に足りだけの「現実の侵害」には当たらないと判断している。そしてスタンディング認定について、原則として侵害の存在を要件とする。しかし、納税者訴訟においてはFlast判決において示された基準を満たす場合はその限りではないとしていることに注意が必要である。このようにValley Forge判決は、スタンディングに関して個別・具体的な侵害の存在をその原則とする立場を鮮明

にし、かつFlast判決における基準を狭く限定しつつも、それでもなおその基準自体は保持しているのである。このことを言い換えれば、具体的な権利侵害が不在であっても、スタンディングが認められる余地があるというFlast判決において示された線もまた、消されてはいないといえるのではないだろうか。なお、Valley Forge判決におけるFlast基準の厳格な捉え方に対しては学説上も批判が見られるところである。

3-2. Bowen v. Kendrick連邦最高裁判所判決（1988年）

では次に、1988年のBowen v. Kendrick連邦最高裁判決について見ていきたい⁶⁰⁾。連邦議会は1981年に、未婚の青年男女間における妊娠・出産に伴う諸々の問題に対処するため、Adolescent Family Life Actを制定し、様々な団体に援助金を支出し、未成年者の性的関係に関する家庭生活やその他の問題に関する教育やカウンセリングといったサービスを提供させたが、それらの団体の中には世俗的な団体のみならず宗教的な団体も明示的に含まれていたため、国教樹立禁止条項に反するとして本件が提起された⁶¹⁾。同判決においては、原告の適用上違憲に関する主張についての判断に踏み込む際に、適用上違憲を主張するスタンディングの有無についての検討がなされた⁶²⁾。同判決はRehnquist Courtでの判決で、判決の構成は5対4であった。法廷意見はRehnquist長官が記した。O'Connor判事及びKennedy判事が賛成意見を記し、Kennedy賛成意見にはScalia判事が参加した。またBlackmun判事が反対意見を記し、Brennan、Marshall、Stevens各判事がそこに加わった。なお、各少数意見においてはスタンディングについて直接的に論及されていないため、本稿では割愛する。

3-2-1. 連邦納税者訴訟におけるスタンディングに関する判断

では、法廷意見におけるスタンディングに関する判断がどのようなものであったのか、以下で概略を示していきたい。法廷意見はまず、連邦納税者訴訟におけるスタンディング認定の基準について、Frothingham判決において示された基準が原則であり、Flast判決において示された基準は「狭い例

外」(narrow exception)であると捉えつつも、Flast判決以降、Flast判決において示された基準は一貫して守られてきたと指摘している⁶³⁾。上诉人の、本件で争われているのは行政府の行為であって立法府の行為ではないが故にスタンディングは存在しないという主張に対し、支出という行為そのものは行政府によってなされている、それは議会によって授権された(authorized)のものであり、かつ Flast 事件も純粋に立法府に対するものではなく行政府に対する訴訟という側面も存在していたと指摘する⁶⁴⁾。そして、Valley Forge 判決は合衆国憲法の Property Clause、すなわち財政条項に基づいてなされた行政権の行為について争われた事例であったとして本件と区別している。このようにして、法廷意見は納税者としての地位と議会の支出条項に関する権限の行使の間にはつながりが認められる、と判示した⁶⁵⁾。

本判決は、第一にFlast判決における基準の先例としての有効性を明言したことに大きな意味が見いだされる。そのことに加え、Flast判決において示された基準をあくまでも限定された例外として捉えつつも、同判決においてはValley Forge判決に比べその射程範囲が拡大されたとも捉えられる点も注目される。しかし、あくまでもFlast判決における基準自体を拡大したのではなく、Flast判決で示され、後にValley Forge判決において狭められた基準を元の状態に戻した、と捉えられるべきであろう。

3-3. Flast判決以降の諸判決まとめ

以上Valley Forge、Bowen両判決にも現れているように、Flast判決において示された基準は、その後も先例として生き残っているといえる。なお、Bowen判決以降においても、Flast判決が引用されている例が見られるところである⁶⁶⁾。

このFlast判決以降の連邦納税者訴訟の流れについて、水鳥教授は「Warren Court の司法積極主義の下で進行したスタンディングの自由化に対応してFlast判決において認められた連邦納税者訴訟を、その後の判決において、要件を限定することによって確定しようとしていると言える⁶⁷⁾」と指摘し

ている。西原准教授も、Flast判決以降の納税者訴訟において原告の納税者としてのスタンディングはほとんど認められていないとした上で、「連邦納税者訴訟においては、ほとんどの判例がFlast判決の要件を厳格に解釈し、『憲法上の特定制約条項』については合衆国憲法修正一条の国教樹立禁止条項に限定している⁶⁸⁾」と指摘している。

しかし、このように制限された文脈の中で残されているものとはいえ、Flast判決において示された基準には、それでもなお大きな意味が見いだされる。すなわち、Flast判決における基準は、直接的な権利侵害が不在であってもスタンディングが認定される余地が残されているということを示していることと捉えることが可能である。同時に、そのような「例外」が存在し得るという可能性の問題にとどまるのではなく、今もなおそのような状況が存在し続けているということを後の判例が示しているといえよう。連邦納税者訴訟と権利侵害の関連について一言でまとめると、連邦納税者訴訟においては具体的な侵害が必ずしもその要件とはされておらず、より抽象的なものであってもスタンディング認定には足るということが、ごく限られた文脈の中のこととはいえ、アメリカにおいては一つの流れとなっているといえるのではないだろうか。また、このようなスタンディングの拡大が、あくまでも合衆国憲法3条、すなわち「司法権」の範囲に含まれるものとしてなされているという点も大いに注目されるところである。

結

ここまで主に判例に即して検討したところから、連邦納税者訴訟においては具体的な権利侵害が必ずしもその要件とはされていないということが浮かび上がってきた。アメリカの学説に目を転ずると、Jaffe教授の納税者訴訟をパブリック・アクションの一類型として捉える見解⁶⁹⁾を始め、Davis教授の違法な支出があった場合、そのことによって納税者に対して財産的な侵害があった(adversely affected)としてスタンディングを認める見解⁷⁰⁾、Sunstein教授のスタンディング認定に際して“injury in fact”は歴史的に憲法上の要請とされてきたものではなかったとする指摘⁷¹⁾、ひいてはTushnet教授の具体的対

抗性の要件さえ満たされていればそれでよく、既存のスタンディングの原理は放棄すべきであるという主張⁷²⁾まで、かなり幅は広いものの、個別具体的な権利侵害がスタンディングの要件とはされない、もしくはされるべきではない、とする見解が有力に主張されている。なお、これらの見解に対してはScalia判事の論文を代表として批判もなされており、Scalia判事は主に三権分立の尊重の観点からの批判を展開している⁷³⁾。なお、日本においても、金子教授の「injury in fact test…等の行政訴訟の原告適格に関するテストは、納税者訴訟には適用されていないようである。したがって納税者訴訟に関しては、一九六八年にFlast判決で開発されたnexus testのみが適用されているといえよう⁷⁴⁾」という指摘や、市川教授による同様の指摘⁷⁵⁾がみられるところである。

このように、個別具体的な権利侵害が連邦レベルでの納税者訴訟において必ずしもスタンディングの要件とはならないという見解は、判例上のみならず、学説上も有力に主張されているといえる。しかし、そのようなスタンディングを広く捉える見解も、日本とは全く異なった、例えばパブリック・アクションを全面的に認めるような流れの中でなされているのではなく、むしろ日本同様に権利侵害の存在を訴訟提起の際の原則としている枠組みの中においてなされていると考えられる⁷⁶⁾。同時に、そのようなスタンディングの拡大は合衆国憲法3条の要件を満たす、すなわち司法権に含まれるものとしてなされているのである。しかし、このような連邦レベルでの納税者訴訟が、立法によって特別にスタンディングが拡大されていない状況においては、政教分離訴訟においてのみ認められているということもしばしば指摘されているところである⁷⁷⁾。また同時に、Flast判決におけるスタンディングの拡大に関しても、判決自体においては一般的な用語こそ用いられていたが、同判決を政教分離問題に関するスタンディングを拡大したものとする指摘もしばしば見られる⁷⁸⁾。このように、Flast判決における一般的な文言とは異なり、連邦納税者訴訟におけるスタンディングの拡大は現実には大きく限定されたものである。しかしながら、あくまでも理論上は連邦納税者訴訟におけるスタンディングの拡大は他の領域にも波及し得るものであると考えられ、今後の判例の展開には注意が必要であ

る。

本稿では、政教分離に関する連邦納税者訴訟における権利侵害の捉えられ方にその対象を限定してきた。しかし、そもそも司法権の範囲内において、いかにしてそのようなスタンディングの拡大がなされ得たのかという原理的な問題については一切触れてこなかった。また、なぜ政教分離のみがそのようないわば「特別扱い」をされているのか、という点についても触れることができなかった。アメリカにおける司法権概念の原理的な研究や政教分離訴訟の特殊性の由来については今後の課題としての問題意識を示すにとどめ、ここで本稿を閉じることにしたい。

註

- 1) 両判決はしばしば「違憲判決」と称されるが、主文はあくまでも原告の請求を棄却するものであって憲法判断に関するものではないこと、そして違憲判断が主文には直接に関連していないことから、両判決を「違憲判決」と称することには大きな疑問が残る。
- 2) *Frothingham v. Mellon*, 262 U.S. 447(1923).
- 3) *Flast v. Cohen*, 392 U.S. 83, 85(1968).
- 4) 262 U.S. at 478-480.
- 5) *Id.* at 486-488.
- 6) *Id.* at 487.
- 7) *Id.*
- 8) *Id.*
- 9) *Id.* at 488.
- 10) 本判決においては、濫訴への懸念及び三権分立への言及もなされていた。*Id.* at 487-489.
- 11) *Flast v. Cohen*, 392 U.S. 83(1968).
- 12) 392 U.S. at 85-86.
- 13) 連邦地裁での審理が三人制でなされたことの適否も論点となったが、本稿のテーマからは外れるため踏み込まないこととする。
- 14) 392 U.S. at 88.
- 15) *Id.* at 92-94.
- 16) *Id.* at 94-95.
- 17) *Id.* at 99-100.
- 18) *Id.* at 101.

- 19) *Id.*
- 20) *Id.* at 102.
- 21) *Id.*
- 22) *Id.*
- 23) *Id.* at 102-103.
- 24) *Id.* at 103.
- 25) *Id.* at 103-104.
- 26) *Id.* at 106.
- 27) *Brief for Appellants*, at 41-43, *Flast v. Cohen* 392 U.S. 83(1968)(No.416) [hereinafter *Brief for Appellants*] in Philip B. Kurland & Gerhard Casper eds., 66 *Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Courts of the United States: Constitutional Law* 765(1968).
- 28) *Id.* at 41-42.
- 29) Leo Pfeffer, *God, Caesar, and the Constitution -The Court as Referee of Church-State Confrontation* 64(1975).
- 30) *Brief for Appellants* at 36-37.
- 31) *Id.* at 7.
- 32) *Id.* at 48-49.
- 33) *Id.* at 49-51.
- 34) 392 U.S. at 94-95.
- 35) *Id.* at 102-103.
- 36) *Id.* at 106.
- 37) Mark V. Tushnet, *The New Law of Standing: A Plea for Abandonment*, 62 *Cornell L. Rev.* 663, 688(1977).
- 38) Kenneth Culp Davis, *Standing: Taxpayers and Others*, 35 *U. Chi. L. Rev.* 601, 611 (1968).
- 39) Paul G. Kauper, *The Warren Court: Religious Liberty and Church-State Relations*, 67 *Mich. L. Rev.* 269, 278-279 (1968).
- 40) Pfeffer, *supra* note 23, at 64.
- 41) Davis, *supra* note 33, at 620.
- 42) *The Supreme Court, 1967 Term*, 82 *Harv. L. Rev.* 63, 230(1968).
- 43) Tushnet, *supra* note 32, at 689.
- 44) 454 U.S. 464(1982).
- 45) *Id.* at 466-469.
- 46) *Id.* at 469. なお、原文ではDeprived ofという文言が使用され、「～が奪われる」という意味合いになっていた。

- 47) *Id.* at 469-470.
- 48) *Id.* at 470.
- 49) *Id.* at 471.
- 50) *Id.* at 472.
- 51) *Id.*
- 52) *Id.*
- 53) *Id.* at 472-473.
- 54) *Id.* at 474-475.
- 55) *Id.* at 475.
- 56) Nancy C. Staudt, *Taxpayers in Court: A Systematic Study of a (Misunderstood) Standing Doctrine*, 52 Emory L.J. 771, 798(2003).
- 57) *Id.* at 477-480.
- 58) *Id.* at 485-486.
- 59) *Id.* at 488-490.
- 60) 487 U.S. 589(1988).
- 61) *Id.* at 593-598.
- 62) *Id.* at 618-620.
- 63) *Id.* at 618.
- 64) *Id.* at 619.
- 65) *Id.* at 620.
- 66) 西原雄二「アメリカの連邦納税者訴訟判例の概括的考察」日本法学第65巻第1号153-155頁(1999年)。
- 67) 水鳥能伸「アメリカにおける納税者訴訟制度」広島法学17巻2号415頁(1993年)。
- 68) 西原、前掲論文135頁。
- 69) Louis L. Jaffe, *The Citizen as Litigant in Public Actions: The Non-Hohfeldian or Ideological Plaintiff*, 116 U. Pa. L. Rev. 1033 (1968).
- 70) Davis, *supra* note 33, at 632.
- 71) Cass R. Sunstein, *What's Standing After Lujan? Of Citizen Suits, "Injuries," and Article III*, 91 Mich. L. Rev. 163, 177(1992).
- 72) Tushnet, *supra* note 32, at 700.
- 73) Antonin Scalia, *The Doctrine of Standing as an Essential Element of the Separation of Powers*, 17 Suffolk. U. L. Rev. 881 (1983).
- 74) 金子正史「アメリカにおける納税者訴訟の現状」日本財政法学会編『財政法叢書3憲法9条と財政』(学陽書房1979年)162頁。
- 75) 市川正人「事件性の要件とスタンディング(三)——一九七〇年以降における

アメリカ合衆国連邦最高裁判決の検討を中心に—」法学論叢113巻3号91-92頁(1983年)。

- 76) この点につき、中村教授による「アメリカの納税者訴訟が、歴史的には、個人的権利・利益の侵害という、伝統的な訴訟法理論に立脚し、いわゆる『客観訴訟化せる主観訴訟』として発展してきたものである」という記述が非常に注目されるところである。中村芳昭「納税者訴訟について—アメリカにおける判例の展開を中心として」日本大学大学院法学研究年報第3号121頁(1973年)。
- 77) 一例として、水鳥、前掲論文264-265頁。
- 78) 一例として、Pfeffer, *supra* note 23, Kauper, *supra* note 34,が挙げられる。